

### 3 国内航空運賃の割引

【窓口】各航空会社

【対象者】満12歳以上の障害者手帳所持者及び介護者1名

- ①身体障害者手帳所持者
- ②療育手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳

【内 容】航空券販売窓口にて手帳の提示により航空運賃が割引になります。  
割引額は、各航空会社（国内線）により異なります。  
詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

### 4 有料道路通行料金の割引

【窓口】社会福祉課

【内 容】身体障害者手帳をお持ちの方が自ら乗用車を運転する場合及び重度の身体障がい者及び知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合は、有料道路の一般料金が5割引となります。

身体障害者手帳または療育手帳に、自動車登録番号・割引有効期限等の証明を受け、料金支払い時にその証明印を提示してください。

登録できる自動車は障がい者1人につき1台までです。

【対象者】①第1種障がい者・・・障がい者本人または介護者が運転する場合。

②第2種障がい者・・・障がい者本人が運転する場合。

療育手帳 B1・B2 所持者を除く。

(第1種障がい者の記載)

有料道路割引 介 護

年 月 日まで有効

香芝市福祉事務所

(第2種障がい者の記載)

有料道路割引

年 月 日まで有効

香芝市福祉事務所

【対象となる自動車】 ・ 本人又は親族などが所有する個人名義の自動車  
(割賦購入等により所有権留保車の場合は、自動車検査証等の「使用者」欄に本人などの個人名が記載されていること)。  
・ 営業用の自動車、タクシー、代車などは除く。

【手続に必要なもの】 ①身体障害者手帳又は療育手帳  
②自動車検査証  
③運転免許証 (第2種障害者のみ・コピー可能)  
ETC を利用する場合には加えて④⑤が必要です。  
④ETC カード (原則として障害者本人名義)  
⑤ETC セットアップ証明書

【その他】2年毎の更新が必要です。更新申請は、割引有効期限の2ヶ月前から行うことができます。上記の必要なものを持参の上、社会福祉課に更新手続にお越しください。

※ ETC 利用申請をされた方については、ETC 登録係から更新案内が届きます。